

その講座、

特定一般教育訓練給付金

の対象になりませんか？



教育訓練給付金は、労働者が主体的に厚生労働大臣の指定する教育訓練^(※)を受講し、修了した場合に、費用の一部を支給する制度です。(※)専門実践教育訓練(最大80%支給)、特定一般教育訓練(最大50%支給)、一般教育訓練(20%支給)

建設分野には、施工管理技術検定の試験対策講座や技能講習など、**特定一般教育訓練給付金の対象となる教育訓練が多数あり**、これらが**厚生労働大臣の指定を受けると、最大50%の給付の対象**となります。

運営されている教育訓練の魅力向上や受講促進にもつながりますので、**ぜひ特定一般教育訓練給付金の対象講座として厚生労働大臣の指定を受けることをご検討下さい。**

1. 特定一般教育訓練給付金の対象となる運転免許等の教育訓練

大型自動車第一種免許	けん引免許	車両系建設機械運転技能講習	クレーン・デリック運転士免許
中型自動車第一種免許	フォークリフト運転技能講習	高所作業車運転技能講習	不整地運搬車運転技能講習
準中型自動車第一種免許	小型移動式クレーン技能講習	床上操作式クレーン技能講習	ショベルローダー等運転技能講習
大型特殊自動車免許	玉掛技能講習	移動式クレーン運転士免許	

2. 特定一般教育訓練給付金の対象となるメリット

	一般教育訓練	特定一般教育訓練
給付内容	受講費用の 20% (上限10万円)	受講費用の 最大50%(上限25万円) 40% + (上限20万円) 修了後1年以内に 資格取得・就職等した場合 追加で 10%(上限5万円)
対象となる教育訓練	民間資格を含む幅広い職業資格の取得を目指す教育訓練等	業務独占、名称独占又は必置資格の取得を目指す教育訓練等

特定一般教育訓練は高率給付で受講を支援するため、労働者(受講者)の方の

- ・費用負担の軽減、
 - ・受講の促進、
- につながります。

3. 特定一般教育訓練給付金の対象となるための主なポイント

✓ **訓練期間、時間が基準を満たしていること**

【通学制】
1か月以上1年以内かつ50時間以上(養成課程は3年以内)

【通信制】
3か月以上かつ1年以内
(養成課程は3年以内)

✓ **講座実績が基準を満たしていること**

過去3か年度のうちのいずれかの年度で、以下を満たしていること

- ・入講者の受験率80%以上、合格率が全国平均以上
- ・修了者の在職・就職率が80%以上

✓ **施設責任者等が配置されていること**

- ・教育訓練施設に直接雇用されている①及び②の者が配置されていること
- ①専任の施設責任者
- ②専任の苦情責任者
- ・受講者の手続に関する問い合わせに常時対応する事務担当者が配置されていること

現在、一般教育訓練で指定を受けている教育訓練もこれらの基準を満たすことにより、**特定一般教育訓練への移行が可能**です。ぜひ申請をご検討下さい。

